

【声明】 人権を侵す「罰則強化」ではなく、日本国憲法を生かし、 ジェンダー視点に立ったコロナ対策を求めます

2021年2月4日

国際婦人年連絡会

世話人 大倉多美子 橋本紀子 前田佳子

国際婦人年連絡会（全国組織 34 団体）は、女性の地位向上・ジェンダー平等の実現をめざす NGO など全国組織 34 団体が結集している団体です。1975 年の国際婦人年以來、国連の提唱する 3 目標「平等・開発・平和」を掲げて、この目標実現のため、日本国憲法を社会のあらゆる分野にいかすことを求めてきました。いま、新型コロナウイルスの感染拡大がおさまらず、コロナ禍が女性に多大な苦しみと不安を与えているもとの、日本国憲法を生かし、ジェンダー視点に立ったコロナ対策を強く求めるものです。

1 月 18 日より開会した第 204 通常国会において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下、コロナ特措法）「改正」案および「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下、感染症法）「改正」案が審議されています。

自民・立憲民主党の修正協議をへて、コロナ特措法「改正」案では、緊急事態宣言下において、都道府県知事が事業者や施設に営業時間短縮や利用制限を要請しても従わない場合に「命令」を出せるとして、その命令に従わない場合は 30 万円以下の過料を科すこと、また、宣言前から同様の命令を出すことができ、違反すれば 20 万円の過料を科すなどとしています。事業者への規制は、営業の自由にかかわる重大な規制であり、現状では生存権やそこで働く人々の勤労の権利を奪うことにつながるものです。国・自治体による財政面での補償は努力義務とする一方で、市民・事業者には罰則付きで命令を強制するなど、まったく逆立ちした人権感覚と言わざるを得ません。

また、感染症法「改正」案には、入院を拒否したり、入院先から逃げ出したりした人に「50 万円以下の過料」などの刑事罰新設がもりこまれています。感染経路を確認するための調査で回答拒否や虚偽の申告をした場合も「30 万円以下の過料」を設けるとしています。罰則規定の導入は「らい予防法」への反省を踏まえて制定された感染症法の立法趣旨に反するものです。入院先や療養先が決まらない感染者が急増している現状のもと、医療体制の確保という国・自治体の責任を果たさないまま、保護されるべき感染者に制裁を加えることは、あまりにも理不尽な仕打ちではないでしょうか。これでは、感染症にかかったことを告白できなくなる状況を生むなど行政への信頼感を失わせ、感染症対策にも逆行してしまいます。

罰則や制裁は、差別・偏見を助長し、人々を分断し、監視社会化を一気に進める危険性をはらんでいます。いま、コロナ禍のもとで必要なのは、社会的連帯を基礎とした協力です。

国際婦人年連絡会は、コロナ特措法「改正」案と感染症法「改正」案の罰則強化に反対し以下の点を求めます。

記

1. コロナ特措法「改正」案と感染症法「改正」案の罰則規定の導入は撤回し、科学的根拠に基づくコロナ対策を専門家の意見を尊重し、十分な議論を経て立案すること。
1. 生存権（憲法 25 条）に基づき、適時適切な医療を受ける権利を感染症法に明記し、個人の自由や営業を尊重し補償を伴う新型コロナ対策を行うこと。いまず、PCR 検査の抜本的拡大、休業要請とセットの十分な損失補償、医療機関への支援、生活困窮者への手厚い支援を行うこと。
1. コロナ禍で深刻化した非正規雇用で働く女性の貧困、DV、自殺などの実態にふさわしい支援を強化すること。ジェンダー視点にたったコロナ対策をすすめること。

以上